

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	スリランカ	令和2年度日本 NGO 連携無償資金協力 「スリランカ国の災害対応における官 民パートナーシップ促進及び緊急対応 の能力強化事業」	災害時の救援活動における能力強化に寄与することを目的とする研修に、 スリランカ国軍関係者が以下のとおり参加。 ・水難救助専門家による模擬訓練:10～13 名(軍籍を有する)が参加。(研 修参加者は計 25 名) ・民軍合同訓練を行う研修:7～8 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は 計約 15 名)
2	ミャンマー	令和2年度技術協力個別案件(研修) 「行政能力強化」	公共政策・行政、防災及び地域開発を含む経済社会開発分野での政策の 立案・実施に必要な人材育成の支援を目的とし、ミャンマーの行政官を日本 国内の大学院に留学生として受入れる長期研修に、ミャンマー国防省職員 8 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 10 名)
3	モルディブ	令和2年度無償資金協力「海洋救助コ ーディネーションセンター能力強化計 画(UN 連携/UNODC 実施)」	海難救助・海上犯罪の対応能力の強化を目的とし、国軍省傘下のモルディ ブ沿岸警備隊を含む海事法執行機関を協力対象機関として、海洋救助コー ディネーションセンターの建設及び海上保安に関する研修の実施等を支 援。
4	タイ、 スリランカ、 フィリピン	令和2年度課題別研修「海上保安政策 プログラム」	海上保安業務の遂行能力向上を目的に、海上保安の実務と理論による高 度な教育を行う研修に、タイ海軍オペレーション部職員 1 名(軍籍を有す る)、国防省傘下のスリランカ沿岸警備隊職員 2 名(軍籍を有さない)、有事 の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員 1 名(軍籍 を有さない)が参加。(研修参加者は計 5 名)

	対象国名	案件名	案件概要
5	スリランカ、 フィリピン	令和 2 年度課題別研修「救難・環境防災」	海難救助、海上防災、海洋環境保全分野における海上保安実務者の能力向上を目的とし、我が国のこれまで培ってきた海上での事故や環境汚染対策に関する知識・技能及び取組を教授する研修に、国防省傘下のスリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍を有する）、有事の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員 1 名（軍籍を有さない）、が参加。（研修参加者は計 9 名）
6	スリランカ	令和 2 年度課題別研修「海上犯罪取締り」	海上犯罪取締り能力向上を目的とし、必要な知識・技術習得のための講義、視察、実習を行う研修に、国防省傘下のスリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍を有する）が参加。（研修参加者は計 10 名）
モニタリング実施案件			
1	エクアドル	平成 25 年度技術協力プロジェクト「津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」における国別研修「津波警報システム」（平成 27 年度、平成 28 年度）（ 第 27 回適正会議 、 第 33 回適正会議 ）	エクアドルにおける津波を伴う地震のモニタリング能力向上を目的とし、日本の津波警報発出の手順改善を講義した上で、エクアドルにおけるアクションプラン策定を行う研修に、国防省傘下の海洋学研究所の職員が以下のとおり参加。 ・平成 27 年度:3 名（うち 2 名が軍籍を有する）。（研修参加者は計 8 名） ・平成 28 年度:4 名（うち 2 名が軍籍を有する）。（研修参加者は計 10 名）
2	スリランカ	平成 28 年度無償資金協力「海上安全能力向上計画」（ 第 18 回適正会議 ）	海難救助及び海上犯罪の予防・対処に向けた法執行能力の向上、ならびに船舶からの油等の流出事故対応などの海上安全能力の向上及び海洋環境保全能力の強化のため、国防省傘下の沿岸警備庁に 2 隻の巡視艇を配備。
3	スリランカ	令和元年度国別研修「国際テロ対策」（ 第 50 回適正会議 ）	日本の国際テロ対策を紹介するとともに、各国のテロ情勢及び対策を共有し、国際テロ対策に関する能力強化を図る研修に、スリランカ警察から職員

	対象国名	案件名	案件概要
			2 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 32 名)
4	タイ	平成 28 年度技術協力プロジェクト「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト」における国別研修 (第 33 回適正会議)	我が国の災害医療体制に係る知見の習得及びプロジェクト運営に係る技術の向上を目的とし、我が国の国内・国際災害医療制度や我が国の経験等に関する講義・視察等を行う研修に、タイ王国海軍病院職員(軍医)1 名が参加。(研修参加者は計 11 名)
5	チリ (ペルー・ボリビア)	平成 26 年度技術協力プロジェクト「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」に係る本邦招へい及び第三国研修(平成 29 年度、平成 30 年度) (第 33 回適正会議 、 第 39 回適正会議 、 第 44 回適正会議)	日本及びチリのコミュニティを軸とした緊急対応計画や地域防災に関する講習の実施により、中南米諸国の防災分野の人材育成及び防災専門家の連携ネットワークの強化を図り、もって域内の防災主流化の促進に寄与することを目的とする。本プロジェクトにおける 3 件の研修において、それぞれ以下の研修員が参加。 ・平成 29 年度本邦招へい: 国防省傘下のペルー国家防災庁から職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(招へい参加者は計 30 名) ・平成 29 年度第三国研修「コミュニティ防災・危機対応(CERT)・地域防災」: 国防省傘下のボリビア市民保護次官室から職員 2 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 37 名) ・平成 30 年度第三国研修「津波: 科学的基礎、危険度、脆弱性」: 国防省傘下のペルー国家防災庁から職員 4 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 24 名)
6	トルコ (フィリピン)	令和元年度第三国研修「災害リスク管理及び強靱なコミュニティづくり」(第 44 回適正会議)	防災に係るトルコの知見を自然災害リスクの高い第三国に共有していくことを目的とし、防災に係る学術的な知識と実務的な手法の共有を行う研修に、フィリピン防衛省傘下の市民防衛局から職員 2 名(軍籍を有さない)が参加。(バングラデシュ、ミャンマー及びパキスタンからの参加者も含め研修

	対象国名	案件名	案件概要
			参加者は計 12 名)
7	バハマ	平成 28 年度無償資金協力「経済社会開発計画」(第 33 回適正会議)	災害時におけるインフラ復旧及の能力向上を目的とし、バハマ内閣府、防災局に対し、ポンプ、重機、トラック等の機材を供与。供与機材の使用者として、災害等の緊急時に動員される王立国防軍が含まれ得る。
8	バングラデシュ	平成 25 年度技術協力プロジェクト「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」における国別研修及び本邦招へい(第 33 回適正会議 、 第 35 回適正会議 、 第 39 回適正会議 、 第 44 回適正会議 、 第 50 回適正会議)	正確な地理空間情報の整備・更新手法や、地形図の利活用促進策にかかる技術移転を行うことで、インフラ整備及び防災・災害管理の効率化、高精度化を図るもの。本プロジェクトにおける以下の国別研修及び本邦招へいにおいて、それぞれ以下が参加。 ・平成 28 年度国別研修「地理空間情報政策活用」: 国防省傘下の測量局から職員 5 名(うち 1 名は軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 8 名) ・平成 29 年度国別研修「地理空間情報政策活用」: 国防省傘下の測量局から職員 6 名(うち 1 名は軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 9 名) ・平成 29 年度本邦招へい「地図複製技術の共有」: 国防省傘下の測量局から職員 4 名(軍籍を有さない)が参加。(招へい参加者は計 4 名) ・平成 29 年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」: 国防省傘下の測量局から職員 2 名(軍籍を有さない)が参加。 ・平成 30 年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」: 国防省傘下の測量局から職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。 ・令和元年度本邦招へい: 国防省傘下の測量局職員 6 名(軍籍を有さない)、国防省職員 2 名(軍籍を有さない)が参加。(招へい参加者は計 8 名)

	対象国名	案件名	案件概要
9	フィリピン	平成 28 年度無償資金協力「経済社会計画」(第 39 回適正会議)	フィリピン国家警察に対し、テロ対策機材を供与することにより、同国のテロ対策分野における能力向上を図るもの。
10	フィリピン	平成 30 年度個別専門家派遣「災害リスク管理」(第 39 回適正会議)	防衛省傘下の市民防衛局の幹部職員に対し、日本の防災行政の経験と知見に基づいた政策的な助言を行うことにより、OCD の調整・実施能力向上を図り、もって同国の防災能力の向上及び防災主流化の促進に寄与するもの。
11	フィリピン	平成 30 年度第三国研修 21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム「災害リスク削減とマネジメント」(第 44 回適正会議)	防災に向けた取組や緊急時のマネジメントシステムの改善を目的とし、都市災害及び自然災害に対する予防や緩和策及び復旧・復興に関する基本的な知識の共有を行う研修に、防衛省傘下の市民防衛局から職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 20 名)
12	フィリピン	令和元年度第三国研修 21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム「海上安全管理」(第 50 回適正会議)	海上安全管理業務に従事する職員の能力向上を目的とし、海上安全管理に関する条約・規則及び海上安全強化策に係る研修に、有事の際に国防省傘下となる可能性がある沿岸警備隊から職員 1 名が参加(軍籍を有さない)。(研修参加者は計 22 名)
13	フィリピン	令和元年度青年研修「フィリピン/災害リスクエリアにおける地域活性化コース」(第 50 回適正会議)	地域資源を有しながらも災害脆弱性の高い国々における将来のリーダーとして、地域活性化を推進する青年層の知識と意識の向上を目的とし、東日本大震災からの復興過程にある東北沿岸部における地域活性化への取組、災害リスク評価、防災行政、コミュニティレベルの取組、観光政策等を学ぶ研修に、防衛省傘下の市民防衛局職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 15 名)
14	モルディブ	平成 30 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「中古消防車両及び消防機	国防省傘下の国家災害対策庁に対し、中古消防車両 1 台(配置先:ティラフシ島消防署)及び消防資機材(赤外線カメラ 1 台、酸素ボンベ 3 台、配置先:

	対象国名	案件名	案件概要
		材整備計画」(第 42 回適正会議)	マレ島消防署)を整備。
15	バングラデシュ	平成 29 年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第 39 回適正会議)	自国の地図行政における政策形成と業務改善を目的とし、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材の養成を行う研修に、バングラデシュ国防省傘下の測量局職員 2 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 10 名)
16	インドネシア	平成 29 年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－(国際認定資格 B 級)」(第 39 回適正会議)	海図作成及び海洋情報の収集・活用に関する能力向上を目的とし、海図作成時に現地にて測量の統括が出来る測量技術者の養成を行う研修に、インドネシア海軍海洋業務センターから職員 1 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 8 名)
17	ガイアナ	平成 29 年度課題別研修「カリコム諸国における持続可能な廃棄物管理」(第 39 回適正会議)	カリコム島嶼地域が抱える廃棄物の諸問題を改善することを目的に、沖縄で実施されている持続可能な廃棄物管理の手法や、効果的な廃棄物の適正処理方法などについての実習等を行う研修に、ガイアナ防衛軍の予備軍登録者 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 11 名)
18	東ティモール	平成 29 年度課題別研修「防災主流化の促進」(第 39 回適正会議)	防災主流化に関する日本の経験、教訓、優れた実践及び参加各国の事例を共有することにより、研修参加国の防災主流化を促進することを目的とし、関連講義の受講及び関連組織の視察を行う研修に、東ティモール国防省傘下の市民防衛局から職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 18 名)
19	コロンビア、エクアドル	平成 30 年度課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」(第 44 回適正会議)	地震・津波防災及び復興政策に寄与できる中核的研究者・技術者・行政官を養成することを目的とし、地震学・耐震工学・津波防災に関する高度かつ最新の知識・技術を体系的に習得する研修に、国防省傘下のコロンビア海洋研究機構から職員 1 名(軍籍を有さない)、国防省傘下のエクアドル海洋

	対象国名	案件名	案件概要
			学研究所から職員1名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計8名)
20	インドネシア、タイ	令和元年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－」(国際認定資格B級)(第50回適正会議)	海図作成及び海洋情報の収集・活用に関する能力向上を目的とし、海図作成時に現地にて測量の統括ができる測量技術者の養成を行う研修に、インドネシア海軍海洋業務センター職員3名(軍籍を有する)、タイ海軍水路部職員1名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計4名)
21	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」(第50回適正会議)	国家基準点の管理のあり方とその利活用方策を提案し、その実現に向けた計画を策定できるようになることを目的とし、衛星測位の方法及び日本における全球測位衛星システム(GNSS)連続観測システムの利活用状況を学ぶことにより、国家基準点の管理手法や活用方法に関する業務改善を行うことのできる人材の育成を行う研修に、バングラデシュ国防省傘下の測量局職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計9名)
22	キルギス、トルクメニスタン	令和元年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災行政」(第50回適正会議)	中央アジア・コーカサス地域における防災・減災能力の向上を目的とし、日本の自然災害にかかる法制度、行政機構、関係機関の役割等に関する基本的な知識や経験を共有し、自国のアクションプラン作成を行う研修に、キルギス非常事態省職員2名(軍籍を有する)及びトルクメニスタン国防省傘下の部局である民間防衛・救助活動総局職員2名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計8名)
23	フィリピン	令和元年度課題別研修「船舶安全」(第50回適正会議)	船舶安全の確保と海洋汚染の防止を目的とし、海事国際条約の規則要件及び内航船に対する安全基準や検査合理化について習得を行う研修に、有事の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計6名)

	対象国名	案件名	案件概要
24	フィリピン、 スリランカ、 ガーナ、ガボン	令和元年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第 50 回適正会議)	海上犯罪取締り能力向上を目的とし、海上犯罪取締りに必要な知識・技術習得のための講義、視察、実習を行う研修に、有事の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員 1 名(軍籍を有さない)、国防省傘下のスリランカ沿岸警備庁職員 1 名(軍籍を有さない)、ガーナ海事局職員 1 名(軍籍を有する)、ガボン海軍職員 1 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 14 名)
25	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第 50 回適正会議)	自国の地図行政における政策形成と業務改善を目的とし、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材の養成を行う研修に、バングラデシュ国防省傘下の測量局職員 1 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 11 名)
26	スリランカ	令和元年度課題別研修「薬物犯罪取締り」(第 50 回適正会議)	参加国の法執行機関の幹部職員を対象として、違法薬物取締りに係る効果的な対策について日本や参加国の経験を共有し、国際的なネットワークを構築することで、国境での取締り強化や犯罪捜査能力の向上を含め、各国の薬物犯罪取締りを強化することを目的に実施される研修。スリランカ警察から職員 2 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 26 名)
27	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「気象業務能力向上」(第 50 回適正会議)	数値予報、気象衛星及び気象情報並びにこれらを活用した気象情報作成手法の習得を通じた気象業務能力向上及び防災能力強化を目的とし、各種データ利用に関する講義、実習等を行う研修に、バングラデシュ国防省傘下の気象局職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 9 名)
28	モルディブ	令和元年度課題別研修「航空保安セミナー」(第 50 回適正会議)	保安検査手法や各種事案発生時の対応を習得することを目的とし、国際民間航空機関(ICAO)の定めるルール、航空保安体制や対策等についての座学及び実技訓練・訓練実習を行う研修に、モルディブ国防省航空保安コマン

	対象国名	案件名	案件概要
			ド職員 1 名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計 8 名)
29	フィリピン	令和元年度課題別研修「救難・環境防災」(第 50 回適正会議)	海難救助、海上防災、海洋環境保全分野における海上保安実務者の能力向上を目的とし、我が国のこれまで培ってきた海上での事故や環境汚染対策に関する知識・技能及び取組を教授する研修に、フィリピン沿岸警備隊(PCG)職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 10 名)
30	ナミビア	令和元年度課題別研修「サイバー犯罪処理能力向上」(第 50 回適正会議)	国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目的とし、サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験習得を行う研修に、ナミビア安全保障省傘下のナミビア警察職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 12 名)
31	フィリピン	令和元年度課題別研修「防災教育制度の向上」(第 50 回適正会議)	各国の防災教育システム(計画)の改善を目的とし、日本の防災教育の取組事例の紹介と共に、設立の経緯やそのプロセスの共有を行う研修に、フィリピン防衛省傘下の市民防衛局職員 1 名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計 8 名)

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業（Promotion of Private Public partnership and Capacity Building project for Emergency Responses for Disaster Risk Reduction in Sri Lanka）
- (3) 参加者：
- ・水難救助専門家による模擬訓練：スリランカ国軍 10~13 名（軍籍を有する）を含む 25 名
 - ・民軍合同訓練：スリランカ国軍 7~8 名（軍籍を有する）を含む約 15 名
- (4) 計画の要約：
- 本計画は、軍関係者と民間からの参加者を対象とした水難救助専門家による模擬訓練及び民軍合同訓練により、同国の災害時の救援活動における連携強化を図り、災害時の脆弱性への対応における能力強化に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

スリランカにおける主要な自然災害は洪水（56％）であり、次に干ばつ（18％）、地滑り（16％）、風害（10％）と続く。この 40 年間の自然災害被災者数の平均は毎年約 90 万人となっている。特に 2016 年は、温帯低気圧により全国 25 県のうち 22 県が洪水や地滑りの被害を受け、被災者は 30 万人以上に及ぶ大災害となった。

これらの自然災害は国民の日常生活に被害を及ぼすのみならず、多くの企業の工場設備が浸水により稼働不能となることで、同国の社会・経済的損失は甚大となっている。このため、民間セクターを含む地域社会全体で、災害対応のために万全を期す必要性はますます高まっている。

他方、スリランカでは災害時に柱となって活動する警察や軍隊が国際レベルの体系的な搜索救助訓練を受けているわけではない。大きな災害発生が予測されると軍機関の救助部隊が現地へ派遣され、救助や支援活動が行われるが、救助訓練に関してはスリランカの軍機関では専門家による正式な救助訓練は行われていない。また、救助活動に必要なヘリや各種資機材を所有する救助の専門家や民間の機関も存在せず、実際の災害現場における搜索救助は、軍、警察、ボランティアグループなどが相互に協力して実施する必要がある。

本事業では、政府と民間の連携をさらに強化し、プラットフォームの自律的な継続能力を育て、災害リスク軽減メカニズム及び緊急時の対応において弾力的な対応が可能なコミュニティを作るため、政府機関のみならず、より多くの民間企業、ボランティア団体、NGO との質の高い連携の実現を目指す。

本計画申請団体は、政府、民間企業、市民社会 NGO がスリランカ全土で連携する防災プラットフォームである「アジアパシフィックアライアンススリランカ」（以下、A-PAD スリランカ）を立ち上げ、その能力強化や州単位の災害対応ネットワークの構築、関係機関の人材育成を実施している。A-PAD スリランカは発足以来、度重なる災害に対応し、緊急支援活動を展開しており、2016 年 5 月の水害対応では、災害発生直後から企業や政府機関、空軍、JICA 等と情報を共有の上、各機関と連携して支援活動を展開しているほか、20 か所以上で被災者に支援物資を提供し、政府、企業、NGO が効果的に協働して行う緊急対応を実現させている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

民軍連携の 2 つの訓練を行う。専門家による訓練では、これまでの水難救助訓練の災害状況の現場を再現した訓練場所での模擬訓練及びボート訓練を行う。また、民軍合同訓練では、民軍両セクターの参加者が共に水難救助訓練を実施する。

② 期待される開発効果

上記訓練を通じ、スリランカ国における幅広い関係者の水難救助技術及び知識の向上により救助活動のレベルが上がり、災害時におけるより効果的な民軍連携及び災害への対応能力の向上が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

一般社団法人アジアパシフィックアライアンスが現地に設立した団体 A-PAD スリランカと協働して事業実施する。また、現地防災省・防衛省・セイロン商工会議所と連携し活動を実施する。

(2) その他特記事項

特になし

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：ミャンマー連邦共和国
- (2) 案件名：令和2年度技術協力個別案件（研修）行政能力強化（Long-term Training Course on Enhancement of Administrative Capacity）
- (3) 参加者：10名（うち8名が軍籍保有者）
- (4) 計画の要約：本事業は、ミャンマー連邦共和国の行政官を日本国内の大学院に留学せしめ、公共政策・行政分野、防災、地域開発等を含む経済社会開発分野での政策の立案・実施に必要な人材育成を支援することにより、ミャンマー政府の行政能力の向上を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

ミャンマーにおいては、2011年の民政移管以降も、ミャンマー政府の経済開発関係省庁等で国軍出身者も主要な役割を担ってきた。このようなミャンマーの実態を踏まえ、ミャンマーの行政能力向上を通じた開発課題の解決を目的とし、2013年度より実施している「行政能力強化」に関する研修には国軍出身者が参加してきている。同研修は経済社会開発分野での政策立案能力の向上を通じて国民生活の向上を後押しするものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業は、ミャンマー連邦共和国の行政官を日本国内の大学院に留学せしめ、公共政策・行政分野、防災、地域開発等を含む経済社会開発分野での政策の立案・実施に必要な人材育成を支援することにより、ミャンマー政府の行政能力の向上を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与するもの。

(2) その他特記事項

現下のミャンマー情勢を踏まえた今後の対応については、ミャンマーにおける事態の沈静化や民主的な体制の回復に向けてどのような対応が効果的か総合的に検討していく。

以 上

案件概要書

2021 年 4 月 27 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下、「モルディブ」と言う。）
- (2) 案件名：海洋救助コーディネーションセンター能力強化計画（UN 連携／UNODC 実施）（the Project for Strengthening the Capacities of the Maritime Rescue Coordination Centre (MRCC)）
- (3) 計画の要約：
本計画は、モルディブのヴィリಂಗiri島において、海洋救助コーディネーションセンターの建設及び沿岸警備隊を含む海事法執行機関に対する海上保安に関する研修を行うことにより、同国の海難救助・海上犯罪の対応能力向上を図ることを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

インド洋の大小 1,192 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国（SIDS）のモルディブでは、主要産業である漁業及び観光業の発展のため、海上の治安対策（違法漁業、人身売買、薬物売買等の取締り等）と安全管理（海上での救難・救助対応）の強化に向けた関連施設の整備や人材育成の強化が急務となっている。

モルディブでは、海上で救難・救助事案が発生した場合の安全管理は沿岸警備隊が対応し、麻薬、違法漁業の取締り、テロ対策等の治安対策は海事法執行機関（沿岸警備隊、海上警察、入国管理局及び関税局）が対応している。これらの機関が現在使用している施設は、海上での治安対策・安全管理のために必要な機材を機能的に配置したり、研修等を行うための十分なスペースを確保できていない。このため、救助活動や海上犯罪への対応に支障をきたしている。

なお、本計画の主たる対象である沿岸警備隊は、形式上、モルディブ国軍省傘下であり、国軍司令官の指揮系統下にあるが、その職務は、領海保護、排他的経済水域内の資源保護、海洋環境及び沿岸地域の保護、海洋関係法の執行、海難事故対応及び捜索等の民生分野の活動に限定されており、国軍本体とは一線を画し、我が国の海上保安庁と同等の機関である。したがって、沿岸警備隊は、国軍省傘下の組織ではあるものの、国軍からの独立性は高く、実態としては、民生組織としての性格を有すると言える。

我が国の「対モルディブ国別開発協力方針」では、「脆弱性に配慮した持続可能な経済成長への支援」を基本方針としており、ODA の効果的・効率的な活用を通じて、小島嶼国である同国の有する開発上の課題を克服しながら、持続的に経済を成長させ、更なる社会経済発展を実現できるよう支援すると掲げているところ、本計画は本方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

① 計画内容

(ア) 海上救助コーディネーションセンターの建設

- ・ヴィリンギリ島に4階建ての施設を建設する。(施設は、海難救助・海上犯罪への対応機能を持った設備・機材を備えるとともに、研修を実施できる講義室の他、研修受講者の宿泊施設を有する。)

(イ) 沿岸警備隊等への海上保安関連研修の実施

- ・沿岸警備隊、海上警察、入国管理局および関税局に対して、海難救助や麻薬・テロ・違法漁業等の海上犯罪に関する対応能力向上のための研修を実施する。

② 期待される開発効果

海上救助コーディネーションセンターの建設及び沿岸警備隊を含む海事法執行機関に対し海上保安に関する研修を実施することにより、沿岸警備隊等の海洋安全保障（海上救助・海上犯罪）に関する能力強化が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC）／モルディブ沿岸警備隊

(2) その他特記事項

特になし。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ、スリランカ、フィリピン
- (2) 案件名：令和 2 年度課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) 参加者：タイ海軍職員 1 名（軍籍を有する）、スリランカ沿岸警備庁職員 2 名（軍籍を有さない）、フィリピン沿岸警備隊職員 1 名（軍籍を有さない）を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：
アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行う。

2. 計画の背景と必要性

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

【タイ】

現在、タイでは、日本の海上保安庁のような海上保安業務を一元的に行う権限を有する組織は存在せず、複数の機関（海軍、海上警察、海事局、関税局、環境保全局等）が各所掌権限の範囲で業務を行っているが、一元的な権限を有する組織の必要性から、タイ海上法執行調整センターが、複数機関の海上保安業務を調整する権限を有する組織として 1996 年に創設されている。

現時点で、これら機関の中でも、海上保安業務を行う最も大きな機関は海軍であることから、同センターは海軍の一組織となっており、職員は海軍職員（軍籍保持）である。参加者は、人事部で海外の研修コース等への人選及び研修参加者への支援業務を行っており、本研修参加を通じて、海上保安業務に係る高度な実務・応用的知識、分析・提案能力等を身に着け、国際的海洋秩序の維持及び発展に寄与することが期待される。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等である。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と言える。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊（PCG）は、1901 年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998 年の大統領令により運輸省傘下の組織となった。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海上保安政策の企画・立案を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当と言える。

3. 計画概要

（１） 計画概要

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行う。また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることを期待される。

（２） その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ、フィリピン
- (2) 案件名：令和 2 年度課題別研修「救難・環境防災」
- (3) 参加者：スリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍を有する）、フィリピン沿岸警備隊職員 1 名（軍籍を有さない）を含む計 9 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念される。特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれがある。そのため、我が国は両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去 30 年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と考えられる。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、1901 年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998 年の大統領令により運輸省傘下の組織となった。海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする機関の職員を対象としている本研修の参加機関として適切と考えられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウや我が国における取組みを学び、参加者が海上保安に関する理解を深める目的で実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ
- (2) 案件名：令和 2 年度課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：スリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍を有する）を含む計 10 名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義、航空基地への視察、不審船等検査、鑑識の実技訓練などを行うもの。

2. 計画の背景と必要性

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワーク構築が重要となっている。

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、同国の海上犯罪取締りににおける法執行能力向上を図るうえで、同警備庁からの参加は適当と考えられる。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、日本の海上保安関連機関・施設視察を通じた日本の海上保安体制に対する理解の深化、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上